

令和3年度公益財団法人中央果実協会公募事業
「醸造用ぶどう苗木の供給に関する調査」実施要領

1 事業の目的

国産ぶどうのみを原料とし日本国内で製造された「日本ワイン」の人気の高まりに伴い、醸造用ぶどうの需要が増加している中、急激な需要増加に対応するため、苗木の生産・供給体制の強化が求められている。

令和2年度には、国内における醸造用ぶどう苗木の生産実態調査、醸造用ぶどう生産者やワイナリー等における需要調査及び海外における高品質な醸造用ぶどう苗木の供給体制構築についての事例調査等を行った。その結果、改めて苗木の生産・供給体制の強化が必要であることが示された。

令和3年度は引き続き、醸造用ぶどう生産者に対する個別調査等により課題等を整理するとともに、米国等主要生産国の状況を調査して、関係機関等へ情報提供することにより、醸造用ぶどう苗木の生産・供給体制の強化に向けた検討に資する。

2 事業内容

(1) 検討委員会

当協会が学識経験者からなる委員会を開催し、調査内容の検討、調査結果の分析、とりまとめに対し助言を行う。

(2) 国内の醸造用ぶどう生産に関する調査

醸造用ぶどう苗木に関する課題を生産者等に対する個別調査等で把握し整理する。

(3) 海外における醸造用ぶどう苗木供給体制の調査

米国等における高品質かつ健全な醸造用ぶどう苗木の供給体制構築にかかる文献調査、専門家等との意見交換等により苗木供給体制を調査する。

(4) 醸造用ぶどう苗木の生産・供給体制の強化に向けた情報提供

醸造用ぶどう苗木生産の課題と今後の取組に関するセミナーの開催等を行う。

注意事項

当協会は、令和元年度に「果樹種苗生産の動向に関する調査」、令和2年度に「醸造用ぶどう苗木に関する動向調査」を実施して報告書をホームページに掲載しており、必要に応じて参考とすること。

調査項目、調査内容については、上記(2)～(4)を基本としつつ、最終的には(1)の検討委員会の意見を踏まえて決定する。

3 受託者の公募

上記2の(2)～(4)の事業を委託するため、当協会公募要領(以下「公募要領」という。)に従い、本事業を担うに適切な団体・機関等(以下「団体」という。)を公募

する。

本事業に応募する者は、公募要領等に従い、令和3年5月14日（必着）までに、当協会に別添応募書を2部提出するものとする。

応募者に対しては、公募要領7の審査委員会の開催に先立ち、事務局において事前ヒアリングを要請する場合があります、これに出席しなかったものは、辞退したものと見なす。

審査の結果、採択された場合は、速やかに委託契約を締結する。

4 委託事業の実施期間

令和3年5月（契約日）～令和4年1月31日とする

5 報告書等の提出

受託者は実施結果を取りまとめた報告書を1部作成するとともに、電子媒体（CD-R等）で令和4年2月10日までに、当協会へ提出する。

6 委託する事業経費の上限

2,850,000円（消費税を含む）

7 事業の内容に関する問い合わせ先

公益財団法人中央果実協会 朝倉、横井

TEL03-3586-1381